

まちてらすMUKO 地域交流スペース利用料金 早見表

平素より、《向日市観光交流センター まちてらすMUKO》をご利用いただきありがとうございます。本市では、「向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例」の改正を行い、地域交流スペースの利用料金体系を変更いたします。何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。
 ※新料金の適用は、令和7年4月以降の地域交流スペース利用分が対象となります。

※令和7年4月2日から

施設	使用時間	基本利用料	加算額		加算後の利用料合計額			
			市外在住者 (2割)	商行為等 (5割)	市外在住者 (2割)	商行為等 (5割)	市外かつ 商行為等 (2割+5割)	
地域交流スペース	全面利用のみ	1時間	800	160	400	960	1,200	1,360
		2時間	1,600	320	800	1,920	2,400	2,720
		3時間	2,400	480	1,200	2,880	3,600	4,080
		4時間	3,200	640	1,600	3,840	4,800	5,440
		5時間	4,000	800	2,000	4,800	6,000	6,800
		6時間	4,800	960	2,400	5,760	7,200	8,160
		7時間	5,600	1,120	2,800	6,720	8,400	9,520
		8時間	6,400	1,280	3,200	7,680	9,600	10,880
		9時間	7,200	1,440	3,600	8,640	10,800	12,240

(単位：円) (税込)

利用料金の加算について

◎下記要件に当てはまるご利用の場合、基本利用料に加算した額をお支払いください。

・市外在住者加算

申請代表者が市外在住者の場合は、利用料金の2割を加算します。

・商行為等加算

商行為、商業宣伝及びその他これらに類する利用目的の場合は、利用料金の5割を加算します。

…株式会社、有限会社、個人商店等の営利団体による使用の場合

…営利団体・非営利団体を問わず、営利を目的として、物品の販売・宣伝・展示等を行う場合

…営利団体・非営利団体を問わず、会費・月謝・受講料など、参加料等の徴収を行う場合